

京都芸術大学大学院学位規程

(学位の授与)

第1条 京都芸術大学大学院（以下本大学院）は学則第37条に則り、本規程に基づいてこれを授与する。
学位は、修士及び博士とする。

(学位)

第2条 本大学院が授与する修士及び博士の学位には、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記することとする。また、英語表記は次のとおりとする。

修士課程芸術専攻および芸術環境専攻（通信教育） 修士（芸術） Master of Fine Arts (M.F.A.)

博士課程芸術専攻 博士（芸術） Doctor of Fine Arts (D.F.A.)

ただし、文化創生、芸術文化、歴史遺産研究、芸術環境研究、環境デザインなどの専門領域の研究論文については、修士（学術）Master of Arts (M.A.)、博士（学術）Doctor of Philosophy (Ph.D.) とすることができる。

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院の修士課程を修了した者に、博士の学位は本大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。ただし学則第36条第2項により、本大学院博士課程修了者以外でも博士の学位を授与する場合がある。学位授与の可否を審査するにあたっては、以下の観点を十分に満たしているものを合格の基準とする。

1 博士論文

研究主題：芸術研究科の博士課程での研究として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして画期的な学問的意義、価値があるかどうか。

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

成果公表：学術誌・学会・展覧会などでの成果発表を踏まえたものであるか。

2. 修士論文等

研究主題：芸術研究科の修士課程での研究として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして十分な学問的意義、価値があるかどうか。

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

(修士論文等、博士論文の審査および試験)

第4条 第3条に規定する修士及び博士に関する審査及び試験は、次の手続きによって行う。

- 1 修士学位申請論文等又は博士学位申請論文による審査を請求する者は、自著の学位申請論文等に所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。提出する論文の書式等については別に定

める。

- 2 修士学位申請論文および修士制作物による審査を請求する者は、修士制作物の全容を示す作品写真等の資料と、作品制作に関連する自著の修士学位申請論文に、所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。制作物資料の体裁、学位申請論文の書式等については別に定める。また、博士において作品による審査は行わず、参考資料としての作品提出を認める。
- 3 当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。研究成果の審査にあたっては第3条での修士論文等の合格基準に従う。
- 4 学位審査は、修士学位の審査においては主査1名副査2名計3名の審査委員で行う。博士学位の審査においては主査1名副査3名計4名の審査委員で行う。博士学位の審査における副査1名は、必ず学外の者でなければならない。なお、作品に関する参考資料の提出を伴う博士学位の審査の場合には副査を増員することができる。
- 5 主査以外の審査委員は主査が推薦し、研究科委員会の議を経て同会議が承認する。
- 6 学位審査においては、可及的速やかに論文等の審査及び試験を行わなければならない。試験は提出された論文や作品に関する分野、及びその関連分野に関する学識の確認を中心とし、口述もしくは筆記により行う。試験実施要領は審査委員による協議の上定めるものとする。なお、博士学位の審査においては口頭試問を行い、これを公開するものとする。
- 7 主査は、論文等の審査及び評点を含む試験結果を記録の上、研究科委員会に提出し、意見を開陳する。
- 8 研究科委員会は論文等の審査及び試験の可否を審議し、学長は論文等の審査及び試験の可否を決定する。

(審査の協力)

第5条 前条の審査にあたっては、主査の判断により、研究科委員会の議を経て、他大学教員、又は他の機関の研究者から協力を得ることができる。博士においては前条3項により学外の者1名を選任しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第6条 研究科長は、修士及び博士の学位授与に関し、論文等の審査及び試験の経過、結果等の事項を記録した学位授与記録簿を作成し、保存する。

(学位記)

第7条 修士又は博士の学位を授与された者には、所定の学位記をもって学長がこれを証する。

(学位名称の使用)

第8条 本大学院で学位の授与を受けた者がこれを用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与に関する文部科学大臣への報告)

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の公表)

第10条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、授与日から3ヵ月以内に当該論文の要約及びその審査結果要旨をインターネットの利用により公表するものとする。また、博士の学位を授与された者は、授与日から1年以内に当該学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし研究科委員会がインターネットの利用による全文の公表ができない合理的な事由があると認める場合は、その要約の公表と芸術文化情報センターにおける全文公表をもって代えることができる。

(学位授与の取消)

第11条 不正な方法による学位の取得が判明した場合は、既に授与した学位を取り消すものとする。また、学位を授与された者により本学の名誉を著しく汚辱する行為があった場合は、その学位を取り消すことができる。

附則

1. 本規程の改廃は研究科委員会の議を経て学長が行う。

2. 2000年4月1日制定

2003年4月1日改定、施行

2004年3月16日改定、施行

2008年4月1日改定、施行

2010年3月23日改定、施行

2012年4月1日改定、施行

2013年4月1日改定、施行

2015年4月1日改定、施行

2020年4月1日改定、施行